

●香川県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成23年5月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成23年2月28日	小林医院	丸亀市綾歌町岡田下500番地1
平成23年2月28日	ごうだ歯科医院	綾歌郡宇多津町浜八番丁120番地7
平成23年3月16日	谷口歯科医院	東かがわ市白鳥441番地1
平成23年3月31日	まつねクリニック	丸亀市三条町1256番地1
平成23年3月31日	篠原歯科医院	丸亀市中府町1丁目2番15号
平成23年3月31日	なかつか歯科	丸亀市幸町2丁目5番13号